

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成29年4月24日（月）

担当課：文化スポーツ部 図書・学び交流課

件 名：大和市立図書館条例の一部改正について										
提出理由：中央林間地区街づくりビジョンに基づき図書館を整備し、その管理運営手法を定めること及び渋谷学習センター図書室を図書館法に基づく図書館とすることに伴い、大和市立図書館条例を一部改正する必要があることから、その内容について了承を得るため										
内 容：	1. 背景									
	- 本市では、中央林間地区街づくりビジョン及び公共施設整備基本計画（平成 28 年 4 月策定。以下「整備計画」という。）により、駅周辺における民間施設を活用した図書館の整備や施設の管理運営の基本的な考え方等を明らかにしてきた。 - また、文化創造拠点シリウスに大和市立図書館（以下「市立図書館」という。）を移転開館し、指定管理者による運営となって以降、多くの方に利用いただくなど、良好に運営されている。 - 図書館施策のさらなる推進に向けた拠点として、北のまちの大和市立中央林間図書館（以下「中央林間図書館」という。）に加えて、南のまちについても渋谷学習センター図書室を大和市立渋谷図書館（以下「渋谷図書館」という。）とし、充実を図る必要がある。									
内 容：	2. 基本的な考え方									
	- 中央林間図書館及び渋谷図書館は、市立図書館の分館機能を擁するものであることから、本館となる市立図書館との一体的な管理運営が必要となる。 - 中央林間図書館は、整備計画においても指定管理者制度を活用する考えが示されており、開館当初から指定管理者による運営としていく。 - 渋谷図書館については、平成 31 年度に予定している、指定管理者制度導入に併せて、指定管理者による運営を開始する。									
内 容：	3. 条例の主な改正内容									
	図書館施策の充実に向け、次のとおり条例改正を行う。									
経 過	(1)新しい図書館の名称及び位置									
	①名称：大和市立中央林間図書館 位置：大和市中央林間四丁目 12 番 1 号（東急中央林間ビル 3 階） ②名称：大和市立渋谷図書館 位置：大和市福田 2021 番地 2（I K O Z A3 階、現渋谷学習センター図書室）									
経 過	(2)指定管理者による管理									
	両図書館の指定管理に関わる事項については、市内図書館の一体的な管理運営のため、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（以下「手続き条例」という。）を一部改正し、平成 32 年度までは、市立図書館と同じ指定管理者を選定していくこととする。									
経 過	4. 休館日及び開館時間									
	<table><tr><th>対象施設</th><th>休館日</th><th>開館時間</th></tr><tr><td>中央林間図書館</td><td>1/1、12/31</td><td>午前 10 時から 午後 9 時まで</td></tr><tr><td>渋谷図書館</td><td>毎月最終月曜日（休日に当たるときは、その前の月曜日） 1/1 ～ 1/3 、 12/29～12/31</td><td>午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで</td></tr></table>		対象施設	休館日	開館時間	中央林間図書館	1/1、12/31	午前 10 時から 午後 9 時まで	渋谷図書館	毎月最終月曜日（休日に当たるときは、その前の月曜日） 1/1 ～ 1/3 、 12/29～12/31
対象施設	休館日	開館時間								
中央林間図書館	1/1、12/31	午前 10 時から 午後 9 時まで								
渋谷図書館	毎月最終月曜日（休日に当たるときは、その前の月曜日） 1/1 ～ 1/3 、 12/29～12/31	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで								
経 過	5. 条例施行日									
	・H29. 10：指定管理に関わる事項の規定（図書館条例、手続き条例） ・ 同上：手続き条例の条文等を引用している関係条例の改正 ・H30. 4：中央林間図書館及び渋谷図書館の設置、中央林間図書館における指定管理者による管理運営の開始（図書館条例） ・H31. 4：渋谷図書館における指定管理者による管理運営の開始に伴う規定（図書館条例）									
経 過	H27. 10 中央林間地区街づくりビジョン策定									
	H28. 4 整備計画策定									
経 過	H28. 11 シリウスの指定管理者の指定									
	今後の予定									
経 過	H29. 5 市民意見公募手続の実施									
	H29. 6 教育委員会定例会（社会教育委員会議への諮問案付議）									
経 過	H29. 7 社会教育委員会議（諮問・答申）									
	H29. 7 教育委員会定例会（委員会へ改正案付議）									
経 過	H29. 8 改正条例議案提出									
	H29. 10 改正条例一部施行									
経 過	H29. 11 指定管理者の指定議案提出（中央林間図書館）									
	H30. 4 改正条例施行、中央林間図書館供用開始									
経 過	H30. 11 指定管理者の指定議案提出（渋谷図書館）									
	H31. 4 指定管理者による運営開始（渋谷図書館）									